第２章　工事関係書類

目次

第２章　工事関係書類 1
第１　工事関係書類作成上の注意事項 1
第２　施工計画書 4
１　総合施工計画書 4
２　使用材料製造所承諾願 8
３　使用材料変更願 10
４　工種別施工計画書 11
５　施工図・製作図（承諾図） 19
第３　定期工事報告書 22
１　定期工事報告書 22
２　施工報告書 24
第４　安全対策等関係書類 26
１　安全訓練等の実施内容報告書 26
２　安全訓練等の実施状況報告書 26
第５　下請業者関係書類 27
１　施工体制台帳・施工体系図 27
２　施工体制台帳等の作成書類一覧 29
３　下請契約の適正化に関する点検表 30
第６　社内検査報告書 31
１　社内検査・報告書作成上の注意事項 31
２　品質確認書 32
第７　工事記録写真 33
１　撮影方法 33
２　提出方法 33
３　電子データでの提出が困難な場合のファイル方法 33
第８　試験成績書 35
１　試験成績書 35
２　証明書 35
３　保証書 36
第９　出荷証明書 37
１　出荷証明書作成上の注意事項 37
第１０　建設リサイクル法等に基づく届出 38
１　再資源化等報告書 38
２　運搬計画届出書 38
第１１　発生材処理報告書 39
１　建設副産物処理報告書 39
３　不用土受入証明書 42
４　建設発生土の搬出先への情報提供 42
第１２　納品書 43
１　納品書作成上の注意事項 43
第１３　協議記録書 44
１　協議書 44

２　指示書 44
３　打合せ記録書 44
第１４　完成図・完成写真 45
１　完成図 45
２　完成写真 45
３　図面製本 45
第１５　保全関係書類 46
１　保全関係書類作成上の注意事項 46
第１６　創意工夫等に関する実施状況 47
第１７　官公署申請書類 48
１　提出先一覧 48
第１８　その他 49
１　補助対象工事 49
２　遠隔臨場の試行対象工事 49
３　年末・年始や夏季の休暇 49
４　現場休止届 50
５　竣工検査等の対応 51
６　引渡し 51
７　契約不適合責任 52

第２章　工事関係書類

第１　工事関係書類作成上の注意事項

１　各工事とも、共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）又は標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を使用します。
　また、それらの仕様書に対応する解説書又は工事監理指針が発行されていますので、工事関係書類の作成にあたっては、設計図書と共に参照してください。
　なお、公共住宅建築工事における各種施工図の作成にあたっては、「公共住宅標準詳細設計図集」を参照してください。

工事種別	仕様書・解説書・工事監理指針
公共住宅建築工事	公共住宅建設工事共通仕様書
営繕建築工事	公共建築工事標準仕様書 建築工事監理指針
営繕建築改修工事	公共建築工事標準仕様書 建築工事監理指針 公共建築改修工事標準仕様書 建築改修工事監理指針
営繕電気設備工事	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 電気設備工事監理指針
営繕機械設備工事	公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 機械設備工事監理指針

２　工事関係の提出書類の規格は、原則としてＡ４版とします。
　ただし、規格に合わない場合は、Ａ４版に折るか、又はＡ４版の白紙に貼付して、Ａ４版ファイルに綴じてください。
　また特記仕様書に電子納品と指定されている場合は、「電子納品運用ガイドライン」（千葉市都市局建築部）に基づき電子成果品を提出してください。

３　同種の書類で、ファイルが分冊となる場合は、通し番号を付けてください。（例：３冊のうちの２冊目の場合は、３－２とする。）
　また、書類の内容が複雑なファイルは、識別できるように差紙をして、小見出しを付けてください。

４　ファイルの表紙には、下記の事項について記入漏れがないように注意してください。
　（書類のタイトル、工事名称、工事場所、工事期間、受注者名）
　また、背表紙には、書類のタイトル、工事名称及び分冊番号を記入してください。

5　小規模工事（請負金額３００万円程度以下）で、かつ、書類が少量の場合は、監督職員と協議のうえ、書類を組合せてファイルすることができます。
　ただし、綴じられた書類が判別できるように、ファイルの表紙に明示するとともに、内部にも差紙をして小見出しを付けてください。
　書類の組合せは、原則として下記とします。

	表紙のタイトル	綴じられる書類
①	施工計画書	施工計画書、下請業者関係書類
②	工事記録写真	工事記録写真（電子データでの提出が困難な場合。） ※工事記録写真は、原則、電子データにて納品とする。
③	工事関係書類	出荷証明書、試験成績書、発生材処理報告書、協議書、質疑書、指示書、 特記仕様書で要求した書類
④	施工報告書	施工報告書、打合せ記録、納品書の写し

6　承諾を必要とする書類（図面）は、チェック期間が必要となりますので、チェック期間を考慮して、早めに書類を提出してください。

（１）施工図及び製作承諾図等は、原図承諾となります。

（２）承諾を必要とする書類（図面）には、会社名及び現場代理人の氏名が必要です。

7　工事関係書類は、監督職員のチェックが必要となりますので、竣工日の１週間前を目途に提出し、監督職員の指示に従ってください。
　なお、工事が完了し、かつ、工事関係書類が整った時点で竣工となります。

8　工事関係書類は、原則として樹脂製コンテナに納めて提出してください。
　内容をコンテナの５面（蓋及び側面４面）に大きく表示してください。
　コンテナは積み上げ（スタック）保管・運搬の便宜から、可能であれば^{W}３８０×^{D}５４０×^{H}２７０～３２０mm程度の頑丈で積み上げ（スタック）可能なものとします。内容物が少ない場合は、適宜小型のコンテナを使用してください。

※資料コンテナ及び表示

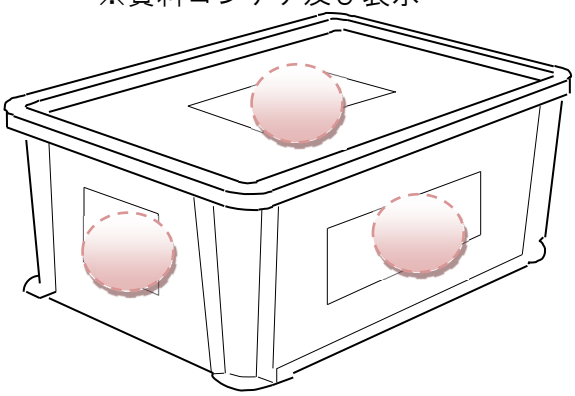

９　ファイル等の規格

特記がない場合のファイル等は、下記を参考として、書類の量に合せて選択してください。なお、エコマーク入り製品の使用に努めてください。

（１）書類の量が通常の場合

Ａ４版フラットファイル（コクヨ、プラス又はライオン等）

（２）書類の量が多い場合

パイプ式ファイル（キングジム、コクヨ、プラス、ライオン又はリヒト等）

第２　施工計画書

施工計画書を大別すると、総合施工計画書と工種別施工計画書になります。
総合施工計画書は、工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめて監督職員に提出し、承諾を受けてください。
工種別施工計画書は、一工程の施工の着手に先立ち、当該工事の具体的な計画を定めて監督職員に提出し、承諾を受けてください。

１　総合施工計画書

工事の着手に先立ち、総合施工計画書を提出し、監督職員の承諾を受けてください。（着工日の日付入り受領印、承諾印及び監督職員の印が必要です。）
総合施工計画書では、工事概要、総合仮設計画、安全・環境対策、工程計画、品質目標・管理方針の他重要な管理事項を定めてください。
また、総合施工計画書の表紙の承諾は「品質目標・管理方針、実施工程表」の承諾とみなします。

（１）工事概要

総合施工計画書の作成にあたり、下記の項目を整理してください。

ア　工事名称、工事場所、工期、構造、規模及び仕様等
イ　監督職員
ウ　受注者（代表者、住所及び電話番号）現場代理人、主任技術者又は監理技術者、社内検査員
エ　加盟団体名、建設業許可番号及び施工条件（施工時間、借地、協定等）

（２）総合仮設計画（共通仮設・直接仮設）

仮設計画は、特別な定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることができます。
下記の項目等で該当するものを文章、又は図面で明示してください。
なお、専用仮設は、工種別施工計画書で記載してください。

ア　工事目的物の位置と敷地との関係
イ　仮囲い、足場、桟橋、作業構台の位置及び構造
ウ　工事ヤード及び仮設搬入路の主な作業動線
エ　仮設物の位置、規模及び規格
オ　仮設電力・用水の引込み位置、供給能力及び排水経路
カ　揚重機の種類及び配置
キ　火気使用箇所
ク　作業員や近隣への安全・環境に対する処置
ケ　その他（養生、縄張り、遣方及びベンチマーク等）

（３）安全・環境対策

安全・環境対策は、工事関係者の他工事関係者以外についても記載してください。

ア　安全対策

建築工事安全施工技術指針及び関係法令等に基づいて、安全対策（工事に応じた安全・訓練等の具体的な施策、事故防止、安全教育、ＫＹ活動、ＴＢＭ及び火災予防等）について記載してください。
安全対策等に係る記録や写真は、監督職員が確認する場合がありますので、整理しておいてください。
なお、安全訓練等の具体的な施策は「安全訓練等の実施内容報告書」としてまとめ、

監督職員の請求があった場合に提示出来る体制としてください。

イ　周辺環境対策

周辺に対する騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策、作業現場のイメージアップ及び美化等の対策を記載してください。

ウ　緊急連絡網

事故又は災害等の緊急事態発生時に対応できるよう、警察署、消防署、病院、電力会社及びガス会社等の関係機関及び監督職員（又は主任監督員）等の緊急連絡体制を明示してください。また夜間・休日の緊急時における連絡体制についても明示してください。

（４）実施工程表

実施工程表は、バーチャート又はネットワークのどちらでも良いが、諸条件を考慮して、工事の施工順序及び所要期間等を詳細に記載してください。

また、概成工期の特記がある場合は表示してください。（契約工程表と兼用しても良い。）

（５）品質目標・管理方針

設計図書で要求された品質を満たすための品質目標及び管理体制について、具体的に記載してください。

ア　試験計画

試験内容一覧、試験方法、試験場所及び試験機関（案内図添付）を記載して提出してください。

イ　社内検査要領

検査内容（種目、時期等）をまとめ、未記入の社内検査報告書（自社書式）を添付して提出してください。

（６）遠隔臨場

遠隔臨場の実施については特記仕様書によります。

実施にあたり、下記の項目について具体的に記載してください。

機器仕様等の詳細については、「千葉市建築工事の建設現場における遠隔臨場の試行要領（以下、試行要領）」によります。

ア　遠隔臨場を適用する「工種・確認項目」

監督職員と協議の上、適用する「工種・確認項目」を選定し、一覧表（参考様式）を作成してください。

イ　使用機器と仕様

試行要領の仕様を参考に現場の通信環境等を考慮して選定して、使用する機器等を記載してください。

・撮影機器（ウェアラブルカメラ、タブレット等）
・Web会議システム
・通信設備　等

ウ　実施方法

資機材の確認、実施手順、事前テスト、現場の確認方法、記録と保存方法を記載してください。

（７）使用材料

使用材料が決定しだい承諾図等を提出し、承諾をもらってください。

ア　使用材料製造所承諾願

設計資材名称、使用材料製造所名、商品名、住所及び電話番号を記載して提出してください。

承諾図または施工計画書に品名、製造業者名、発注先等を記載することで省略可能

です。

イ　使用材料変更願

設計資材中で容認できる理由（生産中止による規格の変更等）により、その規格・仕上げ等を変更する場合は、同等以上であることが比較検討できる資料（変更したい資材のカタログ及び試験成績書等）を添付して提出してください。

（８）現場組織体制

指揮命令系統及び担当分けを明示した組織体制図（安全衛生管理体制を含む）を作成して提出してください。

ア　現場施工体制（現場職員構成及び工種別責任者等）

イ　現場管理体制（総括安全衛生責任者及び電気保安技術者等）

電気保安技術者を特記仕様書で置くことが義務付けられた工事では、千葉市の監督職員の職務を補佐し、当該工事現場における電気工作物の保安業務を行う者をいいます。資格については、電気主任技術者、需要設備に応じた電気工事施工管理技士または電気工事士等の資格を有する者を選任します。

（９）緊急時の対応

ア　事故又は災害等の緊急事態発生時には、直ちに監督職員に連絡してください。

イ　事故が発生した場合には、速やかに概要を書面（事故速報（技術管理課書式））で報告してください。

ウ　台風や梅雨期等の気象情報を常に入手し、台風や大雨等の各種警報※の発表が予想される場合は、巡回点検を実施し、必要な対策を講じ、その結果を速やかに監督職員へ報告してください。

※各種警報：千葉市内における大雨警報・暴風警報・洪水警報・大雪警報等

エ　台風や大雨等の各種警報解除後及び地震発生（震度５弱以上）後には巡回点検を実施し、安全確認を行い、その結果を速やかに監督職員へ報告してください。

（10）工事記録要領

ア　協議記録（協議書及び打合せ記録）の書式及び当該工事の提出書類リストを提出してください。

イ　工事記録写真は、（社）公共建築協会編集「工事写真の撮り方」を参考にして、工事記録写真撮影計画を提出してください。

（11）損害保険

工事目的物に相当する金額の火災保険、工事保険等及び法定外の労災保険（公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約）に付して、その写しを提出してください。

保険に付する期間は、工事目的物の引渡し完了（竣工検査合格認定日）までとします。手直し期間等を考慮して設定してください。

（12）事業所内発生材処理

事業所内発生の廃材処理方法について記入してください。

（13）工事実績情報の登録（登録内容確認書）

請負金額５００万円以上の工事を受注した場合、受注時等の定められた期間（契約締結後１０日以内）に、「ＣＯＲＩＮＳ」への登録手続きを行い、その証明となる資料「登録内容確認書（工事実績）」を提出してください。登録内容の事前確認（登録のための確認のお願い）については、工事実績情報システムからメールで監督職員へ提出することが可能です。監督職員は内容を確認し、確認結果を本件の登録を認めたことが証明できる書面としてメール等により受注者へお知らせします。メール本文には「本件の登録を

認める」「工事の件名」「確認年月日」を明記します。
受注登録後、工期変更、配置技術者変更又は請負金額変更等があった場合の変更登録並びに工事竣工後に行う竣工登録ごとに「登録内容確認書（工事実績）」を提出してください。
余裕期間の設定されている工事については、以下の通り登録すること。
・工期：契約工期
・現場代理人及び技術者の従事期間：実工期
平成２３年４月より、請負金額５００万円以上２，５００万円未満の工事についても、竣工登録を行います。

登録のタイミング		登録内容
受注登録	契約締結後 １０日以内	工事件名、請負金額、工期、発注機関名、受注形態、請負会社名、工事の種別（工種、工法・型式）、構造、規模、面積、施工場所及び技術者名等。
変更登録	変更契約締結後 １０日以内	変更になった「工期」「技術者名」「請負金額」等。
竣工登録	工事完成後 １０日以内	「受注登録内容」に「技術データ」項目が加わります。 工法、構造規模、施工面積、工事で採用した新工法及び新技術等。

工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）に関しては、一般財団法人日本建設情報総合センターのホームページにてご確認ください。
コリンズ・テクリス関連サイト　　http://ct.jacic.or.jp/

２　使用材料製造所承諾願

使用材料製造所承諾願

○○○○年○○月○○日

監督職員と協議の上、記入します。

（あて先）　千葉市長

所在地又は住所　千葉県千葉市○○区○○町○丁目○番○号
受注者　商号又は名称　○○○○株式会社
現場代理人氏名　○○　○○

工　事　名	千葉市○○○○○○○○○新築工事
工 事 場 所	千葉市○○区○○町○丁目○番○号
工　　期	（自）○○○○年○○月○○日　（至）○○○○年○○月○○日
請負代金額	金　○○○，○○○，○○○円

上記工事における使用材料の製造所について、別紙のとおり選定しましたので承諾をお願いします。

設計材料名	使用材料名 （商品名）	製造所名	所在地 電話番号	担当者
○○○○	○○○○	○○製作所	○○市○○町○○番地 ○○○－○○○－○○○○	○○

３　使用材料変更願

使用材料変更願

○○○○年○○月○○日

監督職員と協議の上、記入します。

（あて先）　千葉市長

所在地又は住所　千葉県千葉市○○区○○町○丁目○番○号
受注者　商号又は名称　○○○○株式会社
現場代理人氏名　○○　○○

工　事　名	千葉市○○○○○○○○新築工事
工事場所	千葉市○○区○○町○丁目○番○号
工　　期	（自）○○○○年○○月○○日　（至）○○○○年○○月○○日
請負代金額	金　○○○，○○○，○○○円

上記工事において使用材料を変更したいので、別紙資料を検討のうえ承諾をお願いします。

設計材料名
変更材料名
（変更理由）

４　工種別施工計画書

（１）共通事項

ア　各工種別施工計画書の最初に「基本要求品質」に基づく「品質計画」（どのような品質・性能・出来栄え等を求めるか）を記載してください。

イ　一工程の施工着手前に提出して、「品質計画」について承諾を受けてください。
なお、工種別施工計画書の表紙の承諾は「品質計画」の承諾とみなします。

ウ　工種別施工計画書の数量計算方法

（ア）納品単位（端数は切り上げ）で計算してください。

（イ）計算結果が計画数量となりますので、割増しの必要なものについては、所要割増しを行ってください。

（ウ）参考内訳書の数量は、設計数量ですので、使用材料の計画数量と整合しませんので注意してください。

（エ）ＪＩＳ規格のある塗料等の数量計算に使用する塗付量は、共通仕様書によります。ただし、製造所仕様の塗付量が共通仕様書の塗付量を超える場合は、製造所仕様の塗付量を使用してください。

その際、塗付量に幅がある場合は、中間値とします。また、製造所仕様の塗付量が共通仕様書の塗付量に満たない場合は、共通仕様書で定められた塗付量としてください。

これによらない場合は、監督職員と協議のうえ性能比較表の提出をしてください。

（２）土工事

ア　山留めの工法
安全確認のできる構造計算書（工事中の管理方法を含む）

イ　根切りの工法
順序、掘削機の種類と能力及び予定搬出土量等

ウ　発生土の処理方法
場外処分の場合は、処分地の許可書及び受入承諾書

エ　排水計画
揚水方法、排水溝や釜場の配置図・詳細図、揚水ポンプの能力と台数、大雨・停電時の対策、揚水停止時期の検討及び流末の処置

オ　埋戻し
土の種類、締め固め方法及び余盛り高さ

カ　安全管理及び公害対策

キ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（３）鉄筋工事

ア　種別、種類、製造所名及びロールマーク（ＪＩＳ規格の証明として、ミルシート又は、カタログを提出。ただし、これらの規格証明が出来ない場合は引張り試験を行う。）

イ　材料の保管方法

ウ　継手位置、継手長さ、定着長さ及び余長

エ　異形鉄筋にフックをつける箇所

オ　かぶり厚さ、使用スペーサーの種類と取付方法

カ　特殊補強の要領

（ア）開口部、スリーブ、階段及び片持ちスラブ等の補強方法

（イ）梁貫通孔の補強に評価品を使用する場合は、評価を証明するもの及び使用箇所の計算書を添付する。

キ　材料の検査（確認・試験）方法
材料の検査方法は、次のいずれかとする。

該当項目について記載の上、検査後に提出書類を材料検査報告書に添付し、「試験成績書」にファイルする。

（ア）ミルシート提出の場合

材料搬入時のミルシートとタブレット（荷札）の照合方法

提出書類は、ミルシートの原本とタブレットの写し

（イ）カタログ提出の場合

材料搬入時のロールマークの確認方法

提出書類は、ロールマークの種別が明示されたカタログとロールマークの写真

（ウ）引張試験の場合

試験体の採取方法、試験方法等

提出書類は、試験体採取時・試験時の写真及び試験報告書

ク　ガス圧接

（ア）ガス圧接資格証明書の写し

（イ）作業計画（班数、人数、圧接器具、作業箇所）

（ウ）試験方法

ケ　品質管理、基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（４）コンクリート工事

ア　配合報告書（計画調合書）

材種、強度別の計画調合書、ＪＩＳ工場認定証の写し、温度補正及び運搬時間・経路

イ　打設計画

部位、量、方法及び注意事項

ウ　材料検査・試験方法

検査・試験方法は、下記の内容を記載する。

（ア）試験方法・場所、テストピースの採取方法・場所及び本数

（イ）テストピースの採取本数は、普通コンクリートの場合は１５０m^3（軽量コンクリートの場合は１００m^3）ごと及びその端数につき、調合管理強度の管理試験用（標準養生の２８日）、構造体コンクリートの材齢２８日圧縮強度推定用（現場水中養生）各３本、計６本を採取する。

なお、構造体コンクリートの材齢２８日圧縮強度推定用（現場水中養生）について推定強度を満足できないと想定される場合は、現場封かん養生により強度推定試験をするため、必要に応じて、構造体コンクリートの材齢２８日及び材齢２８日を超えて９１日以内の圧縮強度推定用（封かん養生）の６本を採取する。

また、必要に応じて型枠取外し時期の決定用（現場養生）の３本を追加する。

（ウ）標準養生の圧縮強度試験は、製造所において行っても良いが、現場養生の圧縮強度試験は、承諾された試験機関で行う。

また、テストピースの採取、フレッシュコンクリートの試験（スランプ、空気量、温度及び塩化物量等）の写真は、圧縮強度試験成績書に添付して、「試験成績書」にファイルする。

（エ）コンクリート打設量が少ない場合は、監督職員と協議する。

エ　型枠の使用材料

２種類以上の場合は使用部位を記載

オ　せき板・支柱の最小存置期間

カ　特殊型枠

メッシュ、フラットデッキ、レリーフ等のカタログ及び施工要領書

キ　品質管理、基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（５）鉄骨工事

ア　製作要領書

（ア）工場製作工程表

（イ）管理組織

（ウ）種別、種類、製造所名及び使用箇所一覧

（エ）ミルシート（鋼材規格証明書）

（オ）ハイテンションボルト規格証明書（試験成績書）

（カ）製作工場の能力（製作関連の機械設備、配置図等）

（キ）鉄骨製作管理技術者証の写し

（ク）溶接工資格証明書の写し

（ケ）溶接施工管理技術者の資格証明書の写し

（コ）超音波探傷検査

　ａ　超音波探傷試験の検査機関名及び資格証明書の写し

　ｂ　検査要領と合否判定基準

（サ）施工精度

（シ）さび止め塗料等材料の規格、塗装方法及び施工部位

（ス）運搬計画（養生、部位の大きさ、搬入時間及び運搬方法等）

（セ）品質管理、基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

イ　施工要領書

ア、イで重複するものは、どちらか一方を省略出来ます。

（ア）現場施工工程表

（イ）管理組織

（ウ）仮設計画

（エ）建方計画（組立順序及び建入れ測定方法等）

（オ）溶接工資格証明書の写し

（カ）溶接施工管理技術者の資格証明書の写し

（キ）超音波探傷検査

　ａ　超音波探傷試験の検査機関名及び資格証明書の写し

　ｂ　検査要領と合否判定基準

（ク）施工精度

（ケ）柱底均しの工法

（コ）耐火被覆材の使用材料、施工方法、検査方法及び養生

（サ）認定工法の場合は認定証

（シ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

ウ　立会検査予定表

鉄骨工事では、工種別施工計画書及び製作図が承諾された後に、次に記載する検査が、監督職員立会の上で行われるので、検査名、予定日及び場所（工場名、住所及び最寄りの駅）、範囲（棟番号及び部位）内容（下記検査項目参照、第３者による検査がある場合は、資格証の写しを添付）を含んだ予定表を作成する。

また、検査後に報告書、写真及び打合わせ議事録を「試験成績書」にファイルする。

（ア）現寸検査

テープ合せ、現寸図確認（ＣＡＤ確認も可）、製作上の問題処理及び加工作業場状況等

（イ）材料検査

鋼材の規格等の確認、保管状況及び錆止め塗料等の確認等

（ウ）製品検査

製作者による社内検査報告、製品確認、溶接部の検査、仮組み、打撃試験及び錆止め塗料範囲の確認等

（エ）建方検査

建入れ精度の確認、現場溶接部の検査、トルク検査及び打撃試験等

（６）コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事
ア　コンクリートブロック工事
（ア）ＪＩＳ工場認定証の写し（少量の場合は材料のＪＩＳ表示写真確認で省略）
（イ）１日の積み上げ高さ
（ウ）使用材料の種類、規格及び使用箇所
（エ）ブロック割りの基準（割付図代用可、化粧積みでない場合は省略）
（オ）工法（鉄筋ピッチ、継手、定着、積み方、目地仕様及び取合部等）
（カ）品質管理、基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）
イ　ＡＬＣパネル工事
（ア）カタログ及び認定証の写し
（イ）パネルの種類、単位荷重、厚さ及び長さ
（ウ）モルタル用材料及び調合
（エ）パネル取付工法（建具枠等の取付詳細を含む）
（オ）シーリング材の種類、規格及び使用箇所
（カ）パネルの搬入及び養生計画
（キ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）
ウ　押出成形セメント板工事
（ア）カタログ及びパネル仕様
（イ）パネルの種類、表面形状及び寸法
（ウ）パネルの取付工法
（エ）パネルの搬入及び養生計画
（オ）シーリング材の種類、規格及び使用箇所
（カ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（７）防水工事
ア　施工範囲、防水の種類、施工数量及び材料数量計算書
イ　工法（使用材料、施工手順及び注意点等）
ウ　材料の保管方法
エ　溶融釜の設置場所、構造及び注意点
オ　部分詳細、施工手順（立上げ、立下げ、ドレイン廻り及び打継目地等）
カ　保証年限
キ　シーリング材の規格証明書（品質証明できるカタログ可）
ク　シーリング材の使用方法（プライマー、バックアップ材の種類、施工手順、注意点及び数量計算書等）
ケ　品質管理、基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（８）石工事
ア　使用材料の種類、仕上の種類及び施工箇所
イ　石材の加工方法及び裏面の処理
ウ　保管方法（置場、養生及び運搬等）
エ　施工方法
オ　取付け金物の材質、形状及び寸法
カ　伸縮目地
キ　養生・清掃方法
ク　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（９）タイル工事
ア　使用材料の種類、形状、寸法、張付け工法、目地工法及び施工箇所
イ　役物部分の施工方法（まぐさ及び窓台等）
ウ　タイルの製造工場名（特殊タイル等の場合）
エ　材料の保管方法
オ　排水勾配（水掛りの場合）
カ　接着力試験方法（箇所、使用機器、試験体の作成方法及び合否判定基準等）
キ　養生及び清掃方法
ク　伸縮目地（位置、材料及び施工方法）
ケ　洗浄方法（水洗い等）
コ　型枠先付工法
（ア）タイル、タイルユニットの取付け順序及び方法
（イ）せき板の精度及び検査基準
（ウ）関連工事との取合い
（エ）コンクリートの打設計画（打込方法、棒形振動機による締固め及び型枠振動機による締固め等）
（オ）外型枠の取外し時期及び方法
（カ）先付けタイルの検査、試験方法及び合否判定基準
（キ）補修方法（時期、コンクリートの補修及び張替え）
サ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（10）木工事
ア　使用する材料の種類、形状、寸法及び使用箇所（木材調書）
イ　防虫、防蟻、防腐処理の方法及び材料
ウ　加工組立及び取付工法
エ　養生方法
オ　検査及び試験
カ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（11）屋根及びとい工事
ア　屋根工事
（ア）カタログ及び工法仕様
（イ）屋根葺形式に応じた管理組織
（ウ）屋根葺材料（種類、厚さ、規格及び下葺材名等）
（エ）工法手順（下葺工法、留付け工法及びはぎ合わせの工法等）
（オ）谷、棟、軒先及びけらばの詳細
（カ）保証年限
（キ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）
イ　とい工事
（ア）ルーフドレンの形式（防水種別、使用箇所及び取付方法）
（イ）といの材種、寸法及び仕上
（ウ）といの取付方法（継手、支持金物、防露、排水勾配及び掃除口の有無）
（エ）関連工事との取合い
（オ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（12）金属工事
ア　製品の金属の種類、規格、表面処理及び仕上（カタログ、試験成績書、製品図等添付）
イ　取付方法
ウ　軽量鉄骨下地の部材数量計算書及び鋼材規格証明書
エ　あと施工アンカー（耐震に関わる）
（ア）種類及び規格
（イ）カタログ
（ウ）品質性能判定表を満足する試験成績書
（エ）施工方法
（オ）施工監理技術者・技能者の資格証明書の写し
（カ）確認試験、確認張力及び不合格アンカーの施工方法
オ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（13）左官工事
ア　使用材料と保管方法
イ　練混ぜ場所と方法
ウ　調合
エ　下地処置の工法（屋外、屋内及び下地材の吸水の著しい箇所等の別に記載）
オ　工法と仕上の種類
カ　各工程の放置期間と確認方法
キ　ひび割れ防止の方法
ク　浮きの確認と補修方法
ケ　養生方法
コ　混和剤（接着材、防水材のカクログ）
サ　仕上塗材
（ア）下地処理と仕上材の種別
（イ）カタログ及び試験成績書
（ウ）工法
（エ）各工程の塗付量と各材料の数量計算書
（オ）防火認定の有無
（カ）保証年限
シ　外壁改修
（ア）改修工法の種類
（イ）使用材料のカタログ
（ウ）施工方法
（エ）各材料の数量計算書
（オ）保証年限
ス　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（14）建具工事
ア　金属製建具
（ア）ＪＩＳ工場の認定書写しと作業の管理組織
（イ）性能（耐風圧、気密、水密及び自動扉等）及び試験成績書
（ウ）使用材料の規格
（エ）表面処理の工法
（オ）使用金物（製造所、形状及び材質）及び鍵のシステムスタイル
（カ）社内（製造所）検査基準
（キ）運搬、養生方法
（ク）枠取付工法

（ケ）枠取付精度の基準
（コ）現場養生及び調整方法
（サ）検査方法（検査方法、検査項目及び検査基準等）
（シ）関連工事との取合い
（ス）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

他の建具工事も同様とします。

イ　木製建具
（ア）建具の形式及び仕上
（イ）材料の品質及び使用箇所
（ウ）材料加工及び組立方法
（エ）使用金物（製造所、形状及び材質）及び鍵のシステムスタイル
（オ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）
ウ　ガラス工事
（ア）種類、厚及び使用箇所
（イ）留め付け材、セッテングブロックの種類及び取付方法
（ウ）網入りガラス防錆処理
（エ）品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（15）塗装工事
ア　塗装箇所、下地材別の塗装の種別と工程及び工法
イ　保管方法及び安全管理
ウ　養生方法
エ　特殊塗料材の工程、工法、塗付量及び数量計算書
オ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（16）内装工事
ア　使用材料の種類、材質、品質、規格及び商品名（カタログ及び試験成績書）
イ　接着剤等の種類（使用箇所別）
ウ　取付釘等の種類（材質、長さ及び取付方法）
エ　施工方法及び工法
オ　取扱い注意点
カ　養生方法
キ　畳床の防虫処理
ク　じゅうたん等の防炎の表示
ケ　壁紙張り等の防火性能の表示
コ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（17）舗装工事
ア　舗装の種類、構造及び工法
イ　使用材料の種別及び品質
ウ　アスファルト及び生コンクリート配合計画書
エ　目地割及び目地の構造
オ　路床の不良土及び障害物の処置
カ　発生土の処分方法
キ　締固め方法
ク　養生方法
ケ　使用機材
コ　試験の要領
サ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（18）排水工事
　ア　使用材料の名称、規格及び使用箇所
　イ　排水管敷設の工法
　ウ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（19）植栽工事
　ア　主要資材一覧（名称、数量及び産地等）
　イ　新植及び移植の施工方法（主要機械、仮設、運搬及び養生等）
　ウ　枯補償及び枯損処理
　エ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（20）カーテンウォール工事
　ア　性能を証明する計算書（構造計算書、部材、取付金物性能計算書及び試験成績書等）
　イ　取付形態
　ウ　使用材料の名称、規格、製造所及び使用箇所（各種規格証明書及び配合計画書含む）
　エ　製作方法
　オ　試験、検査の要領及び合否の判定基準
　カ　運搬計画（養生、大きさ、搬入時間及び運搬方法等）
　キ　仮設計画
　ク　取付方法（ガラスの取付含む）
　ケ　火煙防止及び、耐火被覆等の施工方法
　コ　検査方法及び合否判定基準
　サ　実大実験を必要とする場合は、その実験方法と確認内容
　シ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（21）ユニット及びその他工事
　ア　カタログ（既製品の場合）
　イ　規格、寸法、材質、仕上、型式、製造所及び数量等
　ウ　施工及び取付方法
　エ　規格証明書及び配合計画書
　オ　養生方法
　カ　保証年限
　キ　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（22）解体撤去工事
　ア　解体撤去範囲及び解体方法
　イ　解体撤去材の処分方法
　ウ　解体撤去後の処理方法（整地及び補修等）
　エ　安全対策（仮設を含む）
　オ　主要機械使用計画（機械名、型式、台数、使用目的及び使用期間等）
　カ　産業廃棄物処理計画書
　（ア）廃棄処理物フロー図（搬出業者名、収集運搬業者名及び中間・最終処分場名）
　（イ）建設廃棄物処理委託契約書写し（表裏共）
　（ウ）産業廃棄物処理業許可書写し
　（エ）産業廃棄物収集運搬業許可書写し
　（オ）収集運搬車一覧表
　（カ）廃棄物運搬経路図
　（キ）処分場の写真（業務許可看板撮影含む　）
　キ　建設副産物処理承認申請書

請負金額 100 万円以上の場合、提出します。

ク　品質管理及び基本要求品質の確認方法等（社内検査項目）

（23）改修工事

ア　外壁劣化調査報告書

外壁劣化補修工事がある場合は、劣化部分の補修方法を定めるために外壁劣化調査を行います。

調査終了後には、調査図と補修方法別数量表（設計数量と調査数量を記載）を作成し、「施工計画書」にファイルしてください。

イ　耐震補強工事鉄骨立会検査

耐震補強工事（大規模改造工事、構造改修工事）で監理業務を委託している場合は、全ての検査に監理業務受託者の立会を必要とします。ただし、監督職員の立会は、原則として製品検査のみとし、その他は報告となります。

5　施工図・製作図（承諾図）

施工図・製作図は、下記によりますが、設計図書、標準図及びカタログ等により、支障なく施工できる場合は、監督職員と協議のうえ省略することができます。

施工計画書に綴じ込みます。

（１）仮設図

ア　仮囲い、仮設道路、仮設搬入路、仮設建物、一時撤去箇所、復旧箇所等の位置及び仕様を配置図に記入し、その規模、数量を付記する。

イ　仮設水道・電気がある場合は、その経路及び仕様を記入する。

ウ　監督職員事務所がある場合は、その平面図を作成し、備品（机、椅子及び打合せテーブル等）の配置を記入し、備品リストを併記する。ただし、受注者の事務所と合同とする場合は、監督職員事務所範囲を明示すること。

（２）根切図

ア　基礎伏図に余堀寸法、掘削寸法、通り芯からの距離、掘削深さ等を明示する。

イ　断面図にて基準ＧＬからの根切り深さの記入を行い、併せて地業工事の仕様、寸法を明示する。

（３）躯体図

ア　通り芯基準寸法、躯体寸法、位置寸法、増し寸法、欠込み寸法、サッシ取付開口寸法、リスト番号（基礎、地中梁、柱、梁、床版及び壁）、アンカーボルト及びスリーブ等の位置を明示した平面図を作成する。

イ　階高寸法、躯体寸法、躯体高さ、仕上高さ及びＧＬ等が明示された断面図を作成する。

（４）鉄骨加工製作図

ア　通り芯基準寸法、部材寸法、位置寸法、リスト番号（柱、梁、床版、壁及び接合部）、アンカーボルト及びスリーブ等の位置を明示した平面図を作成する。（小屋組を含む）

イ　通り芯基準寸法、部材寸法、階高寸法、ＧＬ及び各リスト番号が明示された軸組図を通り別に作成する。

ウ　部材寸法、各リスト番号、溶接接合仕様が明示された柱、梁等及び部材別詳細図を全ての部分について作成する。

エ　部材（形状及び寸法）及び接合部（プレート形状・寸法、ボルト径・本数、ゲージ、ピッチ及び溶接の種類等）のリストを作成する。

（５）ＡＬＣパネル施工図

ア　割付け図（形状、割付け寸法、パネル寸法、パネルの種類、出入口・設備等開口位置及びボルト止め位置）

イ　各部詳細図（パネル・出入口等の取付工法及びパネルと他材料との取合詳細）

（６）石割図・取付工作図

ア　石割図（形状、割付け寸法、本体寸法、目地寸法、石材の種類及び取付け金物の位置等）

イ　施工図（一般部分、出隅・入隅各部詳細図、開口廻り・端部詳細図、水切り・水返し等加工詳細図、取付け金物類の取付詳細図及び関連工事との取合い詳細図）

ウ　現寸図（役物は、次の箇所が判る現寸図を作成する）

（水切り、水返し、合端寸法、のみ込み寸法、緊結方法及びその他の仕上材料・建具枠との取合詳細図）

（７）タイル割付け図

割付け図（形状、割付け寸法、本体寸法、種類、目地寸法、伸縮目地の位置、開口寸法、関連工事取付器材等の位置及び色分け等の配置等）

（８）木工加工・施工図

ア　小屋組（たるきを含）、間仕切軸組（下地材を含む）、天井下地、床組等の構造、材料寸法、継手・仕口の工法及び緊結方法を明示する。

イ　窓・出入口枠回り、壁、天井及び床の取合詳細図

（９）金物加工・取付図

材質、仕上、形状、寸法、規格、構成及び取付方法を明示する。

（10）アルミサッシ等金属製建具製作図

ア　製作及び取付仕様書（部材規格及び性能アンカーピッチ等）

イ　キープラン

ウ　製作品取付数量一覧表

エ　姿図及び附属金物一覧表（Ｗ×Ｈ寸法、クレセント高さ、ガラス仕様、附属金物取付位置及び形式等）

オ　各断面詳細図（Ｗ×Ｈ寸法、取付部、障子部及び無目・方立部等）

（11）木製建具製作図

ア　中骨骨組み図

イ　姿図、附属金物一覧表（Ｗ×Ｈ寸法、仕上、附属金物取付位置及び形式等）

ウ　各詳細図（化粧縁及び定規縁等）

（12）デザイン画等

ア　寸法、色彩等（色番号、材質及び製造所規格番号等）、色見切り位置及び見切り材等を明示し作成する。

イ　現寸図、色彩図及び製作手順図等は、必要に応じて作成する。

（13）床仕上材割付け図

割付け図（形状、割付け寸法、仕上材寸法、目地寸法、仕様材種、巾木・床見切・家具・床下開口・関連工事取付器材位置及び色分け等）

（14）天井伏図

割付け図（形状、割付け寸法、仕上材寸法、目地寸法、仕様材種、下地材・廻縁・見切縁・天井開口・ブラインドボックス・関連工事取付器材位置及び色分け等）

（15）プレキャストコンクリート製作図・取付施工図

ア　製作寸法、配筋、コンクリート強度、鉄筋規格及び取付金物等を明示し部位別製作図を作成する。

イ　取付詳細図及び割付け図

（16）カーテンウォール製作図・取付施工図

ア　全体外観姿図及び附属金物一覧表（W×H寸法、クレセント高さ、ガラス仕様及び附属金物取付位置等）

イ　矩計図及び断面図（寸法、取付工法及びファスナー等）

ウ　標準及び特殊部位の構成図

エ　取付金物の組合せ及び接合詳細図

（17）家具・仕上ユニット製作図

材質、仕上、形状、寸法、規格、構成及び取付方法を明示する。

第３　定期工事報告書

建築工事については、請負金額１億円以上、かつ、工期１５０日以上の工事、設備工事については監督職員の指示により定期工事報告書を作成し、毎月５日までに監督職員に提出してください。ただし、初回分が１５日未満の場合は、翌月分と併せて提出してください。

上記以外の場合、建築工事については、施工報告書のみを竣工時に提出してください。設備工事については、補助対象工事、週休二日制対象工事又は監督職員の指示により施工報告書を提出してください。

１　定期工事報告書

以下の書類を整理し、定期工事報告書として提出してください。

書　類	表示方法	内　　容
施工報告書	書　面	進捗状況を書面に記載する。 その月の主要作業を日毎に記載する。 工程遅延の場合は、遅延日数、遅延理由及び対策を記載する。
工事進捗状況	グラフ	実施工程表に実行表示する。 実施工程表の月表示を横軸とし、縦軸に新たに百分率を表示して、予定と実行の進捗状況（出来高）１か月毎のプロットによる折線グラフにて表示し、出来高率を記入する。
工事状況１	図　面	平面図、立面図等に色分け表示する。 建築図を縮小するか、又は工事状況を表現できる図面、スケッチ等を作成し、色分けにて、工事進捗範囲を表現する。
工事状況２	写　真	進捗状況を写真撮影する。 完成時の状態を考慮し、常に同一方向からの撮影を行う。 初回分は現場着手前の写真を併せて添付する。 撮影位置は全体が分かるように４点程度とし、図面に撮影位置を表示して添付する。ただし、進捗状況の表現ができない場合は、工事進捗部分の写真撮影を行う。

定　期　工　事　報　告　書

No.

（　　月分）

工　事　名	千葉市〇〇〇〇〇〇〇〇〇新築工事
工　　期	（自）〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
	（至）〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
受　注　者	〇〇〇〇株式会社
現場代理人	〇〇　〇〇

２　施工報告書

施工報告書（　　月）No.

作　業　内　容　報　告					
日	曜	主な作業内容	日	曜	主な作業内容
1			17		
2			18		
3			19		
4					
5					
6					
7					
8			24		
9			25		
10			26		
11			27		
12			28		
13			29		
14			30		
15			31		
16					

下記①②の場合には施工報告書を定期工事報告書に綴じ込み、提出します。
①建築工事：請負金額１億円以上、かつ工期 150 日以上。
②設備工事：監督職員の指示による。
上記以外の場合、建築工事については、この施工報告書のみを提出します。
設備工事については、補助対象工事又は監督職員の指示により、この施工報告書を提出します。

検　査　・　打　合			
日付	検査項目等	日付	検査項目等
工程状況			
遅延理由			
対　　策			

工事進捗状況に関わる書類として、実施工程表に実行表示したものを、定期工事報告書に綴じこんで、提出します。

工　　程　　表

＜凡例＞ ———— 予定出来高
--------- 実施出来高

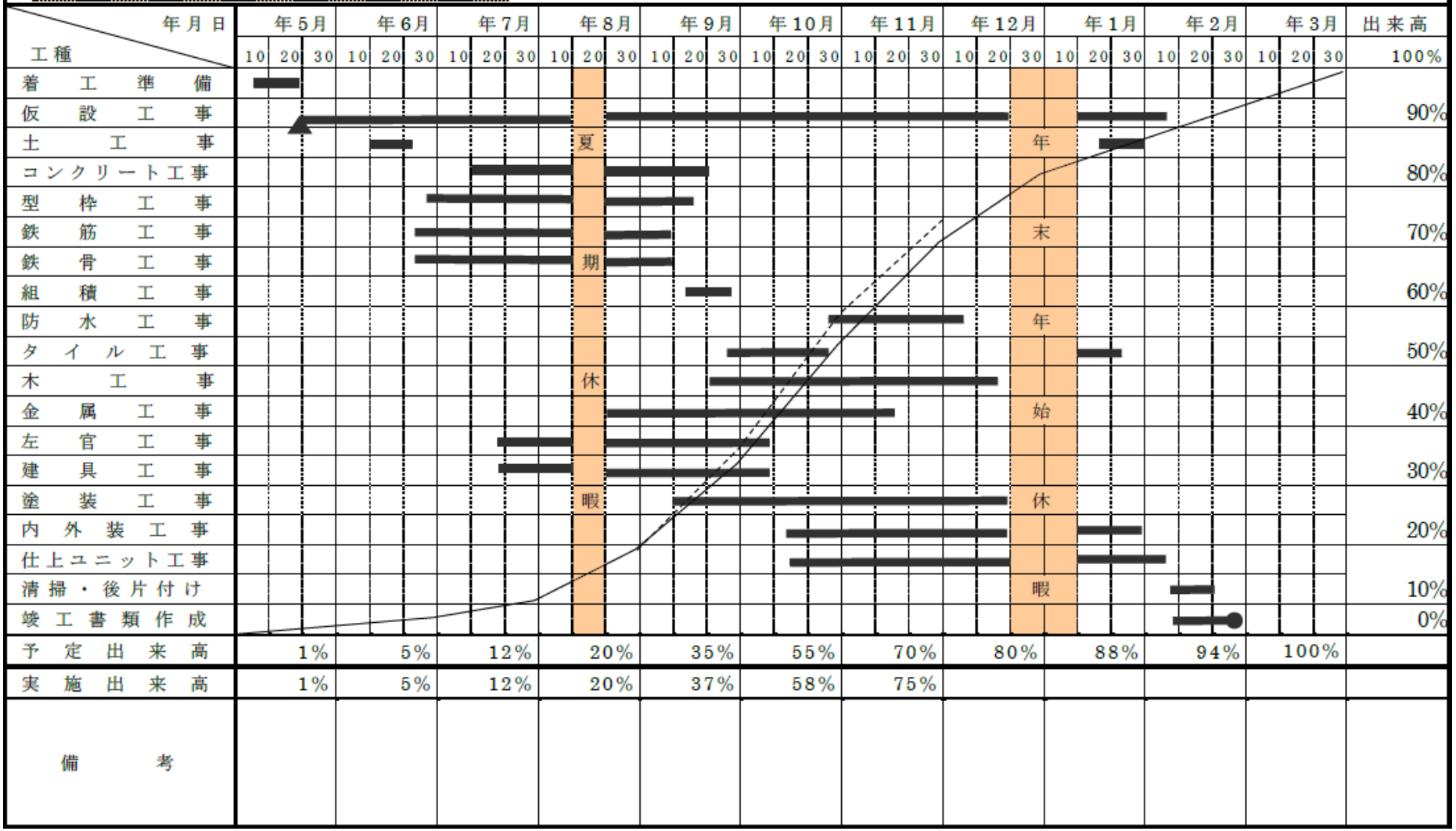

第４　安全対策等関係書類

１　安全訓練等の実施内容報告書

作業員参加により月１回半日以上実施する安全訓練等の実施内容、参加者等を記入した「安全訓練等の実施内容報告書」を作成し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示してください。

安全訓練等は、以下項目から選択し、実施します。

（１）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

（２）新規入場者教育、安全ミーティング等による工事内容等の周知徹底

（３）安全に関する法令等の周知徹底

（４）自家用電気工作物保安規定に基づく電気保安訓練への参加

（５）工事における災害対策訓練

（６）工事現場で予想される事故対策

（７）その他、安全に関する訓練等として必要な事項

２　安全訓練等の実施状況報告書

「安全訓練等の実施内容報告書」の実施状況や参加人数等を取りまとめた「安全訓練等の実施状況報告書」を作成し、監督職員の請求があった場合は、直ちに提示してください。

第５　下請業者関係書類

建設業法第２４条の８により施工体制台帳及び施工体系図の作成が受注者に義務づけられ、建設業法施行規則第１４条の２及び第１４条の６に施工体制台帳及び施工体系図の記載事項が掲げられています。なお、建設業法施行規則の改正（令和２年１０月１日施行）により、「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することが追加されています。また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第１５条により、受注者が作成した施工体制台帳の写しを監督職員に提出しなければならないとされています。

１　施工体制台帳・施工体系図

（１）　対象工事

当該工事を施工するために下請契約を締結した場合
（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 第９条の２第１項）

（２）記載すべき内容

ア　建設業法第２４条の８第１項及び建設業法施行規則第１４条の２に掲げる事項
イ　安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者
ウ　下請負人となる警備業者の商号又は名称、現場責任者名、工期（施工体系図のみ。警備業者の施工体制台帳の作成は不要。）

（３）施工体制台帳の添付資料

元請け及び各下請けにかかる請負契約書（写し）、元請の監理（主任）技術者、専門技術者の資格・雇用※1（健康保険被保険者証※2又は住民税特別徴取税額通知書の写し等）を証明する資料。

（※1）雇用期間を限定することなく、また入札の執行日等の３ヶ月以上前からの雇用関係があることが必要です。

（※2）健康保険被保険者証を受領する際は、必ず保険者番号、被保険者等記号・番号、ＱＲコード（ ある場合）がマスキング（黒塗り）されているか確認してください。

下請契約書には、下請金額のほか工期、作業内容（ 材料や建設機械の支給有無）、支払方法、社会保険等の加入状況等がわかるように記述してください。

（４）提出手続き

ア　受注者は、市との請負契約締結後原則として１か月以内に下請業者選定通知書（様式第５号）とともに、施工体制台帳の写し及び施工体系図を監督職員に提出してください。また、施工体制に変更が生じた場合には、２週間以内に提出（変更・追加分のみ）してください。
イ　「作業員名簿」の変更時の提出は、下請契約の変更等による他様式の変更時に併せて提出すれば良いです。なお、他様式に変更が生じない場合は工事着手時と工事完成時に提出すれば良いです。

（５）その他

ア　施工体制台帳は、工事現場ごとに備えておいてください。
イ　施工体系図は、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示してください。
ウ　工事を受注した元請業者は、下請負業者が請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合に、当該下請業者に再下請負通知書を作成させ、元請業者に（数次にわたる場合には、順次上位請負業者を経由して）提出してください。 元請業者は責任を持って、その写しを工事担当課へ提出してください。

エ　受注者及び全ての下請負業者の社会保険等の加入状況を確認しています。未加入の場合（後日未加入であったことが分かった場合も含む）は、千葉市建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置及び千葉市工事成績評定要領に基づく工事成績評点の減点となることがあります。

（６）様式

施工体制台帳（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第１号）
作業員名簿（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第１－２号）
再下請負通知書（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第２号）
施工体系図（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第３号）
作成建設業者に該当する旨の通知（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第４号）
再下請負通知人に該当する旨の通知（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第４号の２）
下請業者選定通知書（千葉市下請負の適正化に関する指導指針 様式第５号）

施工体制台帳等の作成については、建設業法施行規則第１４条の２及び５によるほか、一部表記内容が異なりますが、国土交通省の作成例を参考にしてください。
国土交通省ホームページ（施工体制台帳等作成例）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000191.html

2　施工体制台帳等の作成書類一覧

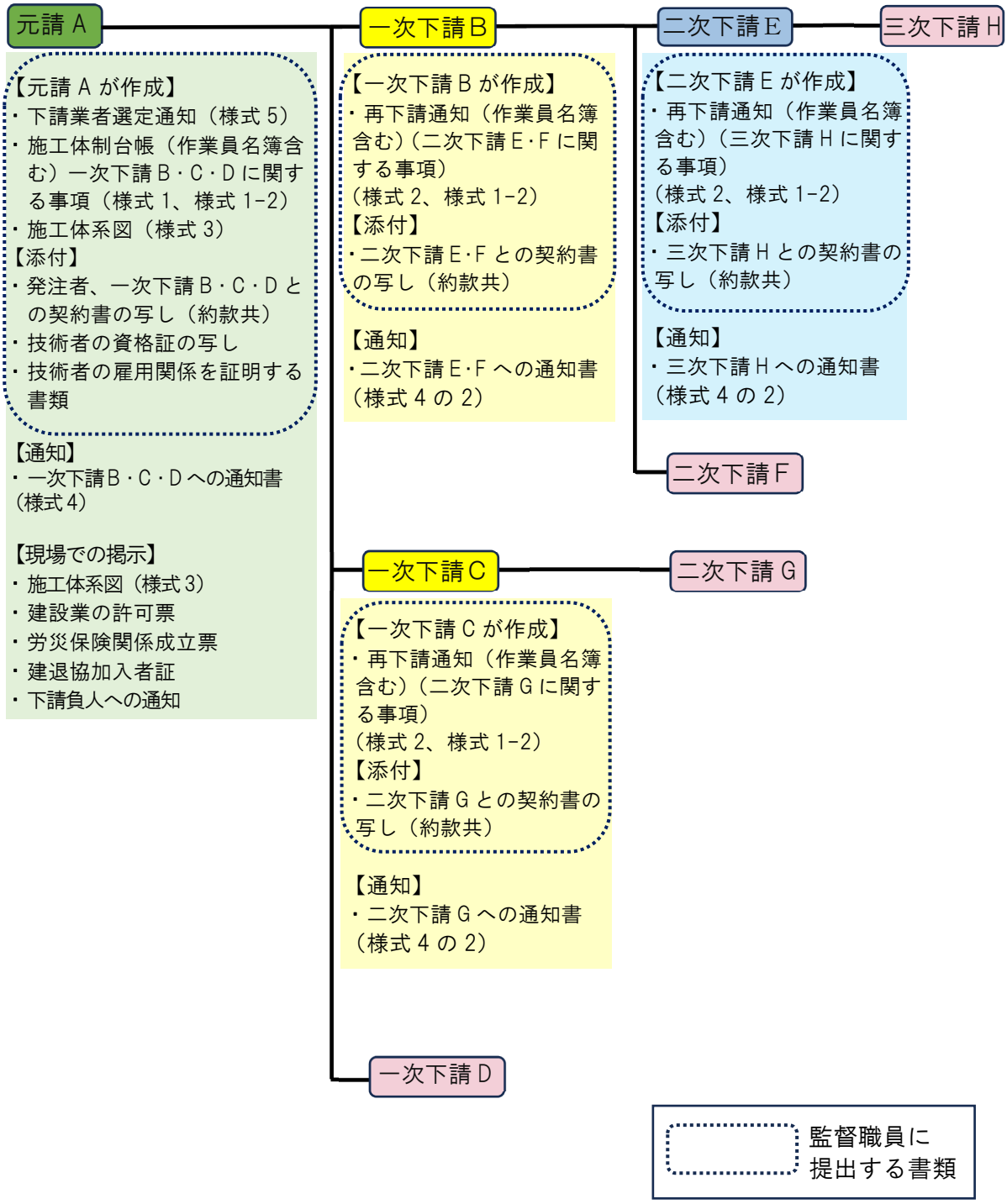

※ 建設工事の請負契約に該当しない資材納入、運搬業者、測量業務などについて作成の必要はありません。

３　下請契約の適正化に関する点検表

「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」における低入札価格調査制度の審査を受け、履行可能と判断された工事のうち、下請負を行う場合については、「下請契約の適正化に関する点検要領」の規定に基づき、下請契約の適正化に関する点検表を提出してください。

これは、低入札価格調査制度対象工事において、元請負人と一次下請負人の間で交わされる下請契約について、建設業法に基づく契約であることを確認するため、「下請契約の適正化に関する点検表」に基づき、元請負人、一次下請負人別に点検を行うものです。

点検は、一次下請工事の施工前及び施工後の段階ごとで、一次下請人１者につき、各１回の点検を行うものとします。また、点検結果については、その都度監督員へ提出してください。

なお、元請負人、一次下請負人の記載事項に相違があった場合は、監督職員、元請負人の現場代理人、一次下請負人の主任技術者の出席による記載内容の聴取を実施します。

（１）点検対象工事

低入札価格調査制度の審査を受け、履行可能と判断し契約締結した工事のうち、下請負を行うもの。

（２）点検対象者

「千葉市建設工事低入札価格取扱要領」において提出された施工体系図に記載されている元請負人及び一次下請負人が対象となります。

（３）点検時期及び頻度

下請工事の施工前及び施工後とし、下請負人一者につき各１回行います。

（４）点検内容

以下の内容等について、建設業法を遵守しているかをチェックします。

ア　下請負人への見積手続き
イ　下請契約手続き、契約書面の内容
ウ　元請負人の帳簿記載状況
エ　追加・変更工事等の対応
オ　下請代金額の支払状況

第６　社内検査報告書

１　社内検査・報告書作成上の注意事項

（１）社内検査

ア　下記の社内検査対象工事の受注者は、社内検査員を定めて、社内検査員届を工事担当課長に届出てください。変更した時は、社内検査員変更届を速やかに届出てください。

イ　社内検査の対象は、原則として、当初請負金額が１億円以上の工事を対象とします。ただし、当初請負金額が１億円未満の工事であっても、当該工事担当課長が必要と認めた工事は、社内検査の対象となります。

社内検査の対象工事は、特記仕様書で指定しています。

上記工事の受注者は、各工種別施工計画書の自主検査項目（監理（主任）技術者が実施する項目）をもとに検査を必要と認める項目を定め、社内検査を行ってください。

ウ　社内検査の実施時期は、社内検査員が当該工事の施工過程において必要と認めるとき（実地において、施工方法、出来形、品質管理、各種検査結果及び書類整備状況等の検査を必要とするとき）、又は完成検査、既済部分検査（出来形検査・部分引渡し検査・中止検査）、中間検査（部分使用検査・中間技術検査）の直前に実施します。

エ　社内検査員の資格は、当該工事に直接関係しない受注者の社員で、当該業種の現場経験を１０年以上有し、かつ、建築工事の場合、一級建築士又は一級建築施工管理技士、設備工事の場合、技術士又は一級工事施工管理技士の資格を有する者です。（※）

ただし、工事担当課長の承諾を得た場合は、この限りではありません。

※１.「１０年以上の現場経験」とは、工期の合算ではなく、従事期間の合計とします。

２．「現場経験」とは、携わった立場（役職等）に関係なく、現場に従事した経験をいいます。

３．発注者側の監督職員としての経験も含まれるものとします。

４．社内検査員は、主任（監理）技術者や現場代理人との兼務はできませんが、複数の工事において社内検査員を兼務することは可能です。

（２）報告書

ア　社内検査を行った場合は、工種、検査項目、検査内容、手直し状況等を記載した社内検査報告書に品質確認書を添付して提出してください。品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類添付は不要です。

イ　社内検査報告書の書式は、任意としますが、主任技術者又は監理技術者は、一工程の施工の確認及び報告する任にあることから、検査事項及び内容を確認の上、社内検査員と共に確認をしてください。

ウ　日付順、検査ごとに品質確認書、社内検査報告書の順にまとめて、ファイルしてください。

2　品質確認書

様式第４号

品　質　確　認　書

年　月　日

工　事　名		工　期	自　年　月　日
工 事 場 所			至　年　月　日

社　内　検　査　記　事

社内検査項目	検　査　実　施　日	箇　所	社内検査員氏名　印	記　事
	年　月　日			

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の

関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者　住　所

氏　名

第７　工事記録写真

１　撮影方法

（１）総合施工計画書で作成した工事記録写真撮影計画に基づいて、撮影してください。

（２）竣工後、確認できない部分（見え隠れ部分、作業工程、規格、寸法、仕様、下地、仮設、躯体出来形等）については、特に注意して撮影してください。

（３）検査、立会、試験の撮影は忘れないようにしてください。

２　提出方法

（１）はじめに着工前と完成写真（竣工）を並べて配置してください。

（２）原則として、電子データ（ＰＤＦファイル）にて納品してください。ただし、電子データでの提出が困難な場合は、監督員との協議により提出方法を決定してください。

（３）電子データは原則として、工種別に作成してください。ただし、コンクリート、鉄筋、型枠工事については、躯体工事として、打設順、工程順に整理してください。

（４）工事記録写真は１ページに縦に３枚並べ、それぞれ横に説明を記入し、工事看板の文字が読み取れるように鮮明な品質でＡ４サイズとしてください。

（５）施工状況の撮影が不明確な場合は、その施工内容について、説明を書き入れてください。

（６）産業廃棄物処理関係、試験立会関係の写真及び手直し指示による手直し写真は、工事記録写真とは別に、それぞれ整理してください。

（７）耐震補強工事、外壁劣化補修工事がある場合

ア　耐震補強工事は、タイプ別に整理してください。
　　（鉄骨ブレース壁補強、鉄筋コンクリート壁補強、鋼板巻柱、補強等）

イ　外壁劣化補修工事は、補修方法別に整理してください。

３　電子データでの提出が困難な場合のファイル方法

（１）はじめに着工前と完成写真（竣工）を並べて配置してください。

（２）原則として、工種別に綴じてください。ただし、コンクリート、鉄筋、型枠工事については、躯体工事として、打設順、工程順に整理してください。

（３）工事記録写真は１ページに縦に３枚並べ、それぞれ横に説明を記入し、工事看板の文字が読み取れるように鮮明な品質でＡ４カラー両面印刷とし、Ａ４版ファイルに綴じてください。

（４）施工状況の撮影が不明確な場合は、その施工内容について、説明を書き入れてください。

（５）産業廃棄物処理関係、試験立会関係の写真及び手直し指示による手直し写真は、工事記録写真とは別に、それぞれのファイルに整理してください。

（６）耐震補強工事、外壁劣化補修工事がある場合

ア　耐震補強工事は、タイプ別に整理してください。

（鉄骨ブレース壁補強、鉄筋コンクリート壁補強、鋼板巻柱、補強等）

イ　外壁劣化補修工事は、補修方法別に整理してください。

第８　試験成績書

１　試験成績書

（１）総合施工計画書の試験計画に基づいて、試験を実施し、その試験結果の検討を行い、監督職員に報告してください。

（主な試験成績書）

ア　コンクリート圧縮強度試験成績書
イ　コンクリート塩化物量測定報告書
ウ　グラウトモルタル圧縮強度試験成績書
エ　鉄筋引張強度試験成績書
オ　鉄筋圧接引張強度試験成績書
カ　鉄筋圧接超音波探傷試験成績書
キ　あと施工アンカー引張強度試験成績書
ク　あと施工アンカー施工記録報告書
ケ　鉄骨溶接超音波探傷試験成績書
コ　鉄骨製品検査報告書
サ　ＪＩＳ形高力ボルトトルク係数値確認試験成績書
シ　トルシア形高力ボルト張力確認試験成績書
ス　鉄骨建方精度検査報告書
セ　サッシ検査報告書
ソ　タイル引張試験成績書
タ　塗膜厚検査報告書
チ　舗装等出来形報告書
ツ　外壁劣化施工報告書
（　外壁劣化補修がある場合、終了後に監督職員の確認検査を受け、施工報告図と補修方法別数量表
（施工数量と設計数量との増減）を記載）を作成してください。）
テ　化学物質室内濃度測定報告書

（２）同種の試験成績書が多い場合は、成績結果一覧を添付してください。

（３）試験立会等の写真は、各試験成績書に添付してください。

２　証明書

（１）材料の処理等で、写真撮影や試験成績書等によって、規格、処理等の証明ができないものは、製造者の証明書を提出してください。

（主な証明書）

ア　網入りガラス防錆処理証明書
イ　防腐処理材保存処理証明書
ウ　ラワン材防虫処理証明書
エ　畳床防虫処理証明書
オ　ＪＩＳ製品同等品を使用する場合のＪＩＳ製品との比較証明書
カ　ＪＩＳ製品同等品を仕様する場合の格付け証明書
キ　型枠製品の証明書（複合合板の材種、使用割合を含む）
ク　使用材料、接着剤等のホルムアルデヒド放散量の等級証明書

３　保証書

（１）保証書は原則として、３部提出してください。ただし、原本が１部の場合は、２部については写しでも可とします。原本は、保全に関する資料に添付してください。

（２）保証書は、三者連名とします。

①　元請業者	元請責任
②　施工業者	施工責任
③　製造者	材料・製造責任

（３）保証期限は、工事目的物の引渡日からとします。

（４）瑕疵期間中の保証書は不要です。

（主な保証書）

防水工事（アスファルト防水・シート防水・塗膜防水）	１０年間
成形屋根工事	１０年間
屋根防蝕塗料工事	５年間
鋼製床下地組工事（フローリング共）	５年間
エポキシ樹脂積層ライニング工事（プール）	４年間
外壁劣化補修工事（外壁塗装共）	３年間
ユニットバス(防水性能)	５年間
その他	特記による

（５）公共住宅の場合、（１）から（４）のほか、以下のとおり提出してください。

（保証書）

ア　２年以内の保証書についても提出してください。

イ　保証書は、単独のファイルを作成してください。

ウ　試験成績書には、写しを綴じてください。

（取扱説明書）

ア　共用部：取りまとめ袋詰め（３部）

イ　住戸部：取りまとめ袋詰め（各住戸別＋管理保管用３部）

なお、保証書と取扱説明書が一体となっているものは、取扱説明書と一緒に袋詰めしてください。

第９　出荷証明書

１　出荷証明書作成上の注意事項

（１）搬入した材料や製品等の形状、規格、数量等が確認できるものとしてください。

（２）宛名は、原則として千葉市長とします。

（３）出荷先が下請業者の場合は、元請業者名が明記されたものとしてください。

（４）現場が特定できるように工事名等を記載してください。

（５）日付は、製造所からの出荷日としてください。

（６）工種別に整理してください。

第１０　建設リサイクル法等に基づく届出

１　再資源化等報告書

建設リサイクル法が施行されたことに伴い、特定建設資材を使用した一定規模以上の建設工事を受注し、契約時に、説明書、及び建設リサイクル法第１３条の規定に基づく書面を提出したのち、竣工時に以下の書類を提出してください。

（１）元請業者から発注者への完了報告

ア　再資源化等の完了後、発注者へ以下の事項について書面での報告が必要となります。
別添の「再資源化等報告書」にて報告してください。

イ　報告が必要な項目

（ア）再資源化等が完了した年月日

（イ）再資源化等をした施設の名称及び所在地

（ウ）再資源化等に要した費用

２　運搬計画届出書

土砂（土、砂利等）の搬入・搬出に係る運搬量が５，０００m^3以上の場合は、「千葉市土砂運搬適正化対策要綱」に基づきあらかじめ書面又は図面により協議を行い、必要な手続きを行ってください。

また、届出内容に変更を生じた場合や完了（廃止）した場合についても届け出が必要となります。

第１１　発生材処理報告書

１　建設副産物処理報告書

施工計画書でまとめた産業廃棄物処理計画書の写しに下記書類を添付して提出してください。

処理が完了したことが分かる資料（取引証明書、受入伝票等）も併せて提出します。

（１）建設副産物処理調書

（２）現場搬出状況写真（車両№、積載状況等）

（３）処分場搬入状況写真（車両№、処分場許可看板、搬入状況等）

※受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により建設廃棄物の適正な処理を確認するとともに、監督職員から請求があった場合に、速やかに提示できるように常に整理しておくこと。(※1)

(※1) 電子マニフェスト方式による場合は、建設副産物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し、監督職員から請求があった場合に提示します。

２　再生資源利用計画（実施）書・再生資源利用促進計画（実施）書

建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準に基づき、請負金額１００万円以上の全ての工事について、次の書類を建設副作物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）により作成し、各様式を１部ずつ提出してください。

工事着手時：再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書、工事登録証明書

工事完成時：再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書、工事登録証明書

なお、建設リサイクル法の対象工事について、法第１８条に基づく発注者への再資源化等報告書の添付書類を兼ねるものとします。

様式1　再生資源利用計画(実施)書　－建設資材搬入工事用－

			加盟団体名		
1.工事概要	発注担当者チェック欄		請負会社名	記入年月日	
発注機関名	担当者		建設業許可 または 解体工事業登録	工事責任者	
	TEL		会社所在地	調査表記入者	

工事名			請負金額		左記金額のうち 特定資材廃棄物の再資源化等に要した費用	建築面積	m2	階数(地上)	階
工事施工場所		工事種類		工期(開始)	(税込)	延床面積	m2	階数(地下)	階
(地先等)				工期(終了)	再資源化等が完了した年月日	構造		使途	
工事概要等		施工条件の内容			平成　年　月　日				

2.建設資材利用計画(実施)

建設資材(新材を含む利用状況)						左記のうち、再生資材の利用状況(再生資材を利用した場合に記入してください)						再生資源利用率 (B)/(A)*100
分類		小分類	規格	主な利用用途	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件内容	再生資材の供給元場所住所	再生資材の名称	再生資材利用量(B)	
特定建設資材	コンクリート				(トン)						(トン)	%
					(トン)						(トン)	%
		合計			(トン)						(トン)	%
	コンクリートおよび鉄から成る建設資材				(トン)						(トン)	%
					(トン)						(トン)	%
		合計			(トン)						(トン)	%
	木材				(トン)						(トン)	%
					(トン)						(トン)	%
		合計			(トン)						(トン)	%
	アスファルト混合物				(トン)						(トン)	%
					(トン)						(トン)	%
		合計			(トン)						(トン)	%
その他建設資材	土砂				(締めm3)						(締めm3)	%
					(締めm3)						(締めm3)	%
		合計			(締めm3)						(締めm3)	%
	砕石				(m3)						(m3)	%
					(m3)						(m3)	%
		合計			(m3)						(m3)	%
	塩化ビニル管・継手				(kg)						(kg)	%
					(kg)						(kg)	%
		合計			(kg)						(kg)	%
	石膏ボード				(トン)						(トン)	%
					(トン)						(トン)	%
		合計			(トン)						(トン)	%
	その他の建設資材				(トン)						(トン)	%
					(トン)						(トン)	%
		合計			(トン)						(トン)	%

様式２　再生資源利用促進計画（実施）書　－建設副産物搬出工事用－

2.建設副産物搬出計画（実施）

建設副産物の種類		①発生量（掘削等）＝②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について									⑤再生資源利用促進量	再生資源利用促進率（(②+③+⑤)/①(%)）
	場外搬出時の性状		用途	②利用量	うち現場内改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分			
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)	(トン)			
	建設発生木材A（板、ボードなど木製資材が廃棄物となったもの）	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	アスファルト・コンクリート塊	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)	(トン)			
建設廃棄物	その他がれき類	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	建設発生木材B（立木、除草材などが廃棄物となったもの）	(トン)		(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	建設汚泥	(トン)		(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)	(トン)			
	金属くず	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	廃塩化ビニル管・継手	(kg)						搬出先1				km		(kg)		(kg)		%
								搬出先2				km		(kg)				
	廃石膏ボード	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	紙くず	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	アスベスト（飛散性）	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	その他の分別された廃棄物	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	(トン)						搬出先1				km		(トン)		(トン)		%
								搬出先2				km		(トン)				
建設発生土	第一種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)		%
								搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)			
	第二種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)		%
								搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)			
	第三種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)		%
								搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)			
	第四種建設発生土	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)		%
								搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)			
	浚渫土（建設汚泥を除く）	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)			搬出先1				km		(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)		%
								搬出先2				km		(地山m3)	(地山m3)			
	合計	(地山m3)		(地山m3)	(地山m3)									(地山m3)	(地山m3)	(地山m3)		%

３　不用土受入証明書

受入証明書（日時、車両№、受入土量）に下記書類を添付して提出してください。

（１）現場搬出状況（車両№、積載状況等）写真

（２）処分場搬入状況（車両№、搬入状況等）写真

（３）整地条件がある場合は整地状況の写真

４　建設発生土の搬出先への情報提供

建設発生土を１００ｍ^{3}以上、当該工事現場の市町村から他の区市町村へ搬出する場合は、受注者が、搬出先区市町村の情報提供担当窓口あてに別紙様式（建設発生土のお知らせ）を提出してください。また、その写しを、監督職員に提示し、確認を受けてください。

提出内容

（１）工事件名、工事概要、工事場所

（２）工事発注機関名、工事発注機関監督名、連絡先

（３）工事請負業者名、現場代理人名、連絡先

（４）建設発生土の運搬業者名

（５）建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所

（６）建設発生土の発生場所から受入地までの運搬経路

（７）建設発生土の搬出時間（搬出期間）

（８）建設発生土の土質（砂・ローム等）、土量（ｍ^3）

第１２　納品書

１　納品書作成上の注意事項

（１）搬入した材料、製品等の形状、規格、数量等が確認できるものとしてください。

（２）宛名は、原則として、元請業者としますが、やむを得ず納品先が下請業者の場合は、下請業者選定通知に明記された下請業者とします。

（３）現場が特定できるように工事名等を記載してください。

（４）工種別に整理してください。

第１３　協議記録書

１　協議書

（１）協議書は、監督職員と打合せの上作成します。

（２）総合施工計画書で提出した書式に、協議内容を記入してください。

（３）協議書は日付順にファイルしてください。

（４）協議書に添付される書類（別紙等）は、協議ごとに添付してください。

２　指示書

（１）監督職員からの指示書を日付順にファイルしてください。

（２）手直し指示による手直し写真は、指示された指示書に添付してください。

３　打合せ記録書

（１）総合施工計画書で提出した書式に、打合せ記録をまとめ、日付順にファイルしてください。

第１４　完成図・完成写真

１　完成図

（１）特記仕様書に電子納品と指定されている場合は、「千葉市都市局建築部電子納品運用ガイドライン」により提出してください。その他の場合は、特記によりＣＡＤデータを提出してください。

（２）設計原図を完成内容に基づいて訂正のうえ、承諾図を含めて製本してください。

（３）製本サイズ、部数は特記に従ってください。

２　完成写真

（１）特記により提出してください。

（２）アルバムは、工事名、工事期間、タイトル（完成写真）及び受注者名を表記し、完成状況がわかる構成でファイルしてください。

３　図面製本

図面製本における製本用紙については、横目用紙（Ｙ目）とします。

また、背部については、見開きに優れ、ほぼ水平にまで開くことが可能な背表紙と製本本体を分離する製本方法（寒冷紗補強くるみ製本）とします。

※寒冷紗補強くるみ製本

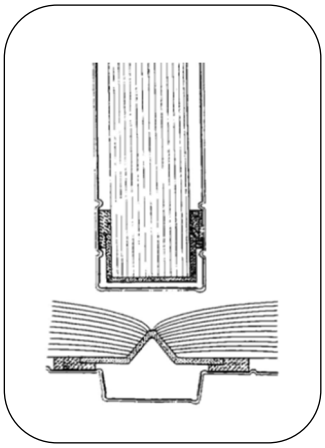

第１５　保全関係書類

１　保全関係書類作成上の注意事項

（１）特記により下記書類をファイルして提出してください。また、資料の提出時に、監督職員に内容の説明を行ってください。

ア　建物の主要な構造部及び外構についての説明
イ　建物を使用するうえでの注意事項
ウ　建物に設置されている家具、器具等の概要説明事項
エ　建物を管理するうえでの保全業務の要点
オ　建物等の清掃の要点
カ　各保証書各1部（原本）

（２）特記により主要な材料・機器一覧表、保全情報システム入力シートを提出してください。（様式は千葉市指定様式による）

なお、電子納品の場合は、MAINTフォルダ内のORGフォルダに、市指定様式の主要な材料・機器一覧表、保全情報システム入力シートを、市指定様式ファイル名のまま記録してください。

第１６　創意工夫等に関する実施状況

工事施工において、受注者自ら立案実施した創意工夫、技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる事項がある場合は、様式「創意工夫・社会性等に関する実施状況（建築工事）」及びその項目別説明資料を提出してください。

第１７　官公署申請書類

工事の施工に必要な官公署への申請等については、工事の進捗に影響しないように、迅速に申請手続きをしてください。

返却書類等（副本及び通知等）を提出してください。

主な申請手続	提出先
道路占用許可申請	道路管理者
道路使用許可申請	警察署長
建設工事の計画届	労働基準監督署長等
工事中の消防計画届出書	消防署長
消防用設備等着工届	消防署長
消防用設備等設置届	消防署長
防火対象物使用開始届	消防署長
特定建設作業実施届	千葉市長

１　提出先一覧

（１）道路管理者

管轄区域	事務所名	連絡先
中央区・美浜区	中央・美浜土木事務所	043-232-1151
花見川区・稲毛区	花見川・稲毛土木事務所	043-257-8841
若葉区	若葉土木事務所	043-306-0655
緑区	緑土木事務所	043-291-7121

（２）警察署長

管轄区域	警察署名	連絡先
中央区	中央警察署	043-244-0110
若葉区	東警察署	043-233-0110
美浜区、稲毛区の一部、花見川区の一部	西警察署	043-277-0110
緑区	南警察署	043-291-0110
稲毛区の一部、花見川区の一部	北警察署	043-286-0110

（３）消防署長

管轄区域	消防署名	連絡先
中央区	中央消防署	043-202-1615
花見川区	花見川消防署	043-259-2544
稲毛区	稲毛消防署	043-284-5111
若葉区	若葉消防署	043-237-7998
緑区	緑消防署	043-292-6111
美浜区	美浜消防署	043-279-0119

（４）労働基準監督署長

管轄区域	監督署名	連絡先
千葉市全域	千葉労働基準監督署	043-308-0671

（５）千葉市長

管轄区域	所管課	連絡先
千葉市全域	環境規制課	043-245-5191

第１８　その他

１　補助対象工事

補助対象工事の場合は､監督職員に確認のうえ、十分精査して書類を整理して提出してください。

補助対象工事は、殆ど全ての公共住宅工事、小中学校の構造改修工事及び大規模改造工事等が該当します。

２　遠隔臨場の試行対象工事

遠隔臨場の試行対象工事の場合は、総合施工計画書の実施計画に基づいて遠隔臨場を行い、実施後には、その各項目の実施結果について監督職員と確認を行い、一覧表（参考様式）に記入してください。

必要な事項を記入した一覧表（参考様式）は、受発注者双方の確認印（サイン可）が押印されていることを確認のうえ、提出してください。

３　年末・年始や夏季の休暇

年末年始の休暇や夏季休暇をとる場合は、以下項目を含めた現場休止届（様式任意）を提出するとともに､休業中の現場の安全対策を講じてください。

主となる受注者が取りまとめ、業者連名で、休業１週間前まで各監督職員に提出してください。

（１）工事名、工事場所

（２）各社の休業期間、現場の休場期間

（３）緊急連絡先、連絡網

（４）安全対策（閉場方法、施錠、仮設点検、飛散防止、材料引揚げ及び養生方法）

（５）警備方法（警備会社、担当者及び見回り回数等）

4　現場休止届

同一の場所で別発注の工事が行われている場合は、
受注者毎に提出します。

○○○○年○○月○○日

総括監督員

○○　○○　様

受注者

○○○○株式会社

統括安全衛生責任者

○○　○○

現　場　休　止　届

工事名																	
	千葉市○○○○○○○○○新築工事																
休止期間	月																
	日																
	曜日																
	予定																

	職　　務	氏　　名	連　絡　先	備　　考
休止中 緊急連絡先	現場代理人	○○　○○	○○○-○○○○-○○○○	
	監理（主任）技術者	○○　○○	○○○-○○○○-○○○○	
監督職員 緊急連絡先	総括監督員	○○　○○	○○○-○○○○-○○○○	
	主任監督員	○○　○○	○○○-○○○○-○○○○	
	監督員	○○　○○	○○○-○○○○-○○○○	
保安体制				

５　竣工検査等の対応

検査対応は、監督職員の指示によりますが、原則として下記によります。

（１）検査は、受注者又は現場代理人、主任（監理）技術者及び社内検査員が立会ってください。その他、現場代理人や助手の立会は認めますが、下請業者の立会はご遠慮ください。

（２）適当な検査会場が無い場合は、長テーブルと椅子６脚程度を用意してください。

（３）工事関係書類は、検査当日、検査会場の机上に整理して並べ電子データ確認用にパソコンやタブレットを用意してください。

（４）承諾図及び見本等は、検査会場に用意してください。

（５）検査に必要な検査器具は用意してください。（脚立、懐中電灯、巻尺及びテストハンマー等）

（６）検査は、原則として監督職員の進行により、次の手順で行われます。

ア　検査員及び立会人の紹介

イ　受注者の紹介（受注者、現場代理人、主任・監理技術者及び社内検査員）

ウ　工事概要説明（現場代理人が設計図面を使用して、工事場所の位置説明及び工事概要の説明を行います。出来形検査等の場合は、検査対象部の説明、進捗状況の説明も併せて行います。）

エ　検査員からの書類検査指摘事項についての質疑応答

オ　現場検査（検査員には、現場代理人が同行します。設計図、承諾図及び検査器具を準備する。）

カ　検査員から総評・指示

なお、検査中の指示事項は記録してください。

（７）手直し終了後、監督職員に報告し、工事関係書類を再提出してください。

（８）手直し事項が指定された期間内に処理され、検査員に報告されると認定書の交付が行われますので、検査課から連絡がありましたら速やかに受理してください。（受理後に支払いの手続きが行われます。）

６　引渡し

引渡しに際し、監督職員の指示により、下記の書類を提出してください。

（１）公共住宅

（引渡書類等）

ア　工事書類

イ　保証書・取扱説明書

ウ　完成図（特記なき場合は１部）

エ　完成写真（１部）

オ　官公署申請の返却書類等

カ　鍵（原則各３本、キープラン、リスト及び特記により鍵箱収納）

キ　引渡書類等のファイル及び収納ボックス等は、監督職員と打合せのうえ、提出してください。

（２）公共住宅を除く全ての施設

ア　竣工検査合格認定後に工事目的物の引渡しが行われます。その後に施設管理者への引渡説明会を行いますので、保全に関する説明をお願いします。

イ　日時は監督職員の指示に従ってください。

ウ　引渡書類等は、竣工検査時に全て用意してください。

（引渡書類等）

（ア）保全に関する資料（特記なき場合は、使用材料製造所一覧２部）

ａ　主要な材料・機器一覧表（機器名称、型式、容量又は出力、数量、製造所名、所在地、連絡先、製造年月日及び製造番号等）

ｂ　関係官庁届出書類控及び検査済証

ｃ　機器類試験成績書、総合調整測定表及び試運転記録

ｄ　取扱説明書及び運転指導書

ｅ　建築物等の利用に関する説明書（家具、機器等及び部位の概要説明、管理するうえでの保全業務の要点・注意事項及び装置・機器の説明）

ｆ　保全情報システム入力シート

ｇ　施設保全マニュアル

（イ）完成図（特記なき場合は２部）

（ウ）完成写真（特記による）

（エ）官公署申請の返却書類等

（オ）鍵（原則各３本、キープラン、リスト、特記により鍵箱に収納及びメンテナンス材等）

（カ）機器及び部材等の保証書

７　契約不適合責任

引渡しを受けた日から、以下の期間は、契約不適合責任期間となりますので、修補の請求等があった場合は、速やかに対応してください。ただし発注者が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなします。

工　事	期　間
建築工事（木造工事以外）、屋外整備工事	２年間
建築工事（木造工事）、設備工事	１年間